

本検討会における検討の進め方と実態調査に関する基本的な考え方

厚生労働省医政局

1. 本検討会の位置付け

「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」（以下、単に「検討会」という。）は、昨年12月の社会保障審議会医療部会の意見を踏まえて、特定機能病院及び地域医療支援病院の承認要件等の見直しについて、具体的に検討を行うものである。

【参考1】医療提供体制の改革に関する意見（抄）（平成23年12月22日社会保障審議会医療部会）

- 特定機能病院については、制度発足当初から医療を取り巻く様々な環境が変化している中、以上の指摘を踏まえつつ、その体制、機能を強化する観点から、現行の承認要件や業務報告の内容等について見直しが必要である。
- 地域医療支援病院については、以上の点を踏まえつつ、その役割・機能を強化する観点から、現行の承認要件や業務報告の内容等について見直しが必要である。

【参考2】「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」について（抄）

（平成24年3月医政局総務課）[第1回検討会資料]

1. 開催の趣旨等

社会保障審議会医療部会において、特定機能病院及び地域医療支援病院の承認要件について、具体的に検討することが必要とされたことから、本検討会において、これらの具体化に向けて検討を行う。

2. 検討課題

- ・特定機能病院の承認要件の見直し
- ・地域医療支援病院の承認要件の見直し

2. 検討の進め方と実態調査に関する基本的な考え方について

(1) 基本的な考え方

上記1.により、検討会では、現行の医療法に位置付けられている特定機能病院及び地域医療支援病院について、その制度の趣旨に沿って、よりふさわしい承認要件のあり方とその必要な見直しについて検討することを基本とする。

なお、そうした検討の過程で、特定機能病院及び地域医療支援病院に関する制度の基本に関わる課題等に議論が及んだ場合には、承認要件等の見直しに併せて、今後の検討課題として整理する。

(2) 実態調査について

(1) を踏まえつつ、以下の観点から実態調査を行い、調査結果を基に必要な検討を行う。

- ① 現行の承認要件やその背景となる考え方に従い、特定機能病院及び地域医療支援病院がその趣旨に沿った実態や機能を果たしているか確認・検証。
- ② それぞれの地域において、同程度の規模を有する医療機関と比較しつつ、特定機能病院や地域医療支援病院の実態が果たしている機能とどのような違いがあるかについても確認。
- ③ 都道府県が策定する医療計画においてどのように位置付けられているかも併せて確認。